

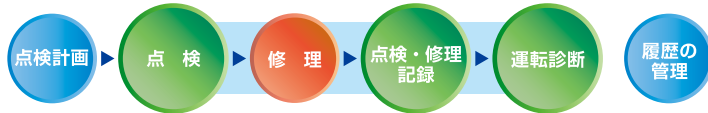
フロン排出抑制法

フロンの漏えい点検が義務化されました (フロン類の使用の合理化および管理の適正化に関する法律)

冷媒フロン類取扱技術者などによる点検が必要です。

GHPを所有・管理する方は、日常の機器の適正な管理と、フロン漏えい時の能力低下・被害の拡大を防ぐため、認定を受けた十分な知見を有する者(冷媒フロン類取扱技術者)による定期点検と早期の予防保全措置の実施が必要です。

■冷媒管理・点検フロー



●冷媒フロン類取扱技術者 冷媒フロン類取扱技術者証

- ・運転履歴、点検記録簿の確認
- ・間接法・直接法による点検
- ・点検・修理記録簿への記載
- ・機器所有者、管理者への報告



※「冷媒フロン類取扱技術者」による定期点検費用は所有者のご負担となります。

[GHPを所有・管理される方の義務]

1 GHPの簡易点検・定期点検の義務

- ①日常的に実施する簡易点検の実施(3箇月に1回以上)
 - 十分な知見を有する者がアドバイスをする。
(所有者または管理者のみで実施可能)
- ②定期点検の義務化(十分な知見を有する者に依頼)
 - ※一定規模以上の機器の定期点検は「十分な知見を有する者」(専門知識をもった者)いわゆる「冷媒フロン類取扱技術者」などが実施する。



2 漏えいを発見した場合には、速やかな漏えい箇所特定および修理を実施

- ・フロン類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することは原則禁止(繰り返し充填の原則禁止)
- 十分な知見を有する者に修理、フロン類の充填を依頼

3 GHPの点検・修理やフロン類の充填・回収などの整備に関する履歴の記録・保存義務

- ①適切な管理を行うため、GHPの整備については、記録簿に履歴を記録し、記録簿はGHP廃棄後、3年間保存しなければならない。
- ②十分な知見を有する者に整備を依頼し、整備の記録を記入

4 算定漏えい量の報告

・1年間にフロン類をCO₂換算値で1,000t-CO₂以上漏えいした事業者は国へ報告する義務がある。

$$\text{漏えい量} = \text{充填量} \times \text{GWP (CO}_2\text{換算値)} \geq 1,000\text{t-CO}_2\text{/年}$$

※充填量=GHPの整備時における(充填量-回収量) ※GWP:地球温暖化係数のこと

5 GHPを廃棄する際は、フロン類を回収しなければならない

- ①第一種フロン類充填回収業者に依頼して、フロン類を回収したあと、GHPを破棄する。
- ②回収依頼の際、管理者は、フロン回収行程管理票を交付しなければならない。

以下のような場合、管理者に罰則が科せられます。



- | | |
|---|---|
| (1) フロンをみだりに放出した場合
(1年以下の懲役または50万円以下の罰金) | (4) 国から求められた「管理の適正化の実施状況報告」の未報告、虚偽報告
(20万円以下の罰金) |
| (2) 上記①～③の「判断の基準」に違反した場合
(50万円以下の罰金) | (5) 都道府県の立入検査の取否の拒否、妨げ、忌避した場合
(20万円以下の罰金) |
| (3) 上記②の行程管理票の交付を怠った場合
(50万円以下の罰金) | (6) 上記④の算定漏えい量の未報告、虚偽報告をした場合
(10万円以下の罰金) |

その他、令和2年4月施行の改正フロン排出抑制法により罰則が強化されました。詳細につきましては、下記WEBサイトをご確認ください。

※フロン排出抑制法に定められたGHPの「定期点検」は、当社コールセンターまでお問い合わせください。
 ※平成26年12月(一社)日本冷凍空調設備工業連合会、(一社)日本冷凍空調工業会、(一財)日本冷媒・環境保全機構発行「フロンの漏えい点検が義務化されました!」および、(一財)日本冷凍・環境保全機構のWEBサイト「改正フロン排出抑制法 令和元年6月5日公布 管理者様によるフロン管理義務が強化されます」より抜粋